

令和8年2月4日宣告

令和6年（わ）第413号

主 文

被告人を懲役4年6月に処する。

未決勾留日数中360日をその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第1 令和6年7月19日午前3時27分頃から同日午前3時38分頃までの間に、水戸市a b丁目c番地d住宅e棟f号被告人方において、タクシー内で酒に酔った乗客が寝込んでいる旨の通報を受けて臨場して被告人の対応に当たっていた茨城県水戸警察署地域課g町交番勤務の巡查部長A（当時38歳）の左胸部を手に持ったバタフライナイフ（令和6年水戸地領第1138号符号2）で1回刺すなどの暴行を加え、もって同人の職務の執行を妨害するとともに、前記暴行により、同人に加療約42日間を要する左側胸部刺創等の傷害を負わせた。

第2 その頃、前記被告人方において、前記巡查部長Aと共に被告人の対応に当たっていた前記交番勤務の巡查長B（当時37歳）の左腹部を手に持った前記バタフライナイフで1回刺す暴行を加え、もって同人の職務の執行を妨害するとともに、前記暴行により、同人に加療約27日間を要する腹部刺創等の傷害を負わせた。

（証拠の標目）記載省略

（争点に対する判断）

1 争点

判示各事実について、被告人はいずれも身に覚えがないと供述し、弁護人も、被告人の供述に沿って、判示の日時場所に被告人がいたことを含めて判示の各事実の存否を争うとともに、被告人は、本件当時、アルコールの影響により睡眠状

態にあったから刑法上の行為に当たらない、または、病的な酩酊による心神喪失状態であった、などと主張する。

したがって、主な争点は、①被告人による被害者らに対する判示の公務執行妨害及び傷害の各事実が認められるか、②被告人は、本件当時、完全責任能力を有していたかである。

当裁判所は、判示の各事実が認められ、かつ、被告人は、本件当時、完全責任能力を有していたと認めて、被告人に被害者らに対する公務執行妨害罪及び傷害罪がそれぞれ成立すると判断したので、以下、理由を補足して説明する。

2 前提事実

関係証拠によれば、以下の事実が容易に認められる。(日付はいずれも令和6年のものである。)

- (1) 被告人は、7月19日午前1時27分頃、水戸市h町付近でCが運転するタクシーに泥酔した状態で乗車し、自宅のある同市a付近の店舗を指示した。同所に向かう途中、被告人が嘔吐して寝入ってしまったため、Cは、目的地に到着後110番通報をしたところ、制服及び制帽を着用した茨城県水戸警察署地域課g町交番勤務の巡查部長A(以下「A警察官」という。)と同巡查長B(以下「B警察官」といい、A警察官と併せて「A警察官ら」ということがある。)が臨場し、被告人の身分証から判示の被告人方の住所を特定し、Cと共に同所に向かった。被告人は、団地内にある被告人方前に到着した後も起きなかったため、A警察官ら及びCは、被告人の妻のDと共に、同日午前2時35分頃、被告人を担いで被告人方に運び入れた。
- (2) Cは、7月19日午前3時38分頃、119番通報した。
- (3) 応援要請を受けて現場に臨場したE警察官は、7月19日午前3時40分頃、被告人が団地敷地内の芝生を被告人方のベランダ側から歩いて来るのを発見し、殺人未遂の被疑事実で現行犯逮捕した。同日午前5時頃、現場付近の鑑識活動をした警察官は、被告人方ベランダ付近の芝生上に落ちていたバタフライナイフ

(以下「本件バタフライナイフ」という。)を領置した。

- (4) A警察官らは救急搬送されて手術を受けた。A警察官は、左側胸部刺創、左上腕刺創等と診断され、8月29日まで約42日間にわたって治療を受けた。B警察官は、腹部刺創、横行結腸損傷、小腸間膜損傷と診断され、8月14日まで約27日間にわたって治療を受けた。
- (5) 7月19日午前7時頃に実施された飲酒検知結果から算出した同日午前3時37分頃の被告人の呼気中アルコール濃度は、呼気1リットルにつき0.553ないし0.672ミリグラムであった。また、逮捕後の被告人の左前腕には出血を伴う負傷箇所があった。

3 A警察官らの証言内容及びその信用性について

- (1) A警察官及びB警察官は、当公判廷において、大要、以下のとおり証言する。

被告人を奥の部屋に寝かせた後、Cは、Dに対し、タクシー乗車料金とクリーニング代として合計2万5000円を請求したが、Dは、勝手に支払うと被告人に殺されるなどと言って応じなかった。しばらくすると被告人が目を覚めたので、被告人の上半身を起こして座らせ、A警察官が、被告人に対し、タクシー乗車料金とクリーニング代として合計2万5000円を支払う必要があることを説明した。被告人は、何度も説明を受けるうちに怒り出し、何で支払わなきゃいけないんだなどと言って支払を拒否し、やくざの名を出して脅してきた。また、被告人は、自身の左前腕部のけがについて、どうしてくれんだなどと言った。被告人が立ち上がって台所の方に行こうとしたため、A警察官らは、被告人が台所へ行かないように止め、奥の部屋に座らせた。被告人は、3万円でいいのかなどと言ったので2万5000円でよいことを伝えたが、そのとき、被告人はA警察官らに背を向けて手元を探るような動作をしていたので、現金を取り出しているのだと思った。しかし、被告人は、A警察官らの方に振り返ると、右手に持ったナイフないし棒状のものでA警察官の左胸ないしその付近を刺し、さらに、B警察官の腹部を刺した。A警察官ら及びCが玄関から外へ逃げ出て、ドアを押さえて

いたところに、E警察官が到着した。

- (2) A警察官らは、目を覚ました被告人に対し、タクシー乗車料金等を支払うよう説得し、被告人が立腹して支払を拒絶したことや、被告人が支払に応じるかのような態度を示した後に、突如、手にした凶器でA警察官らを次々と刺したことなど、被害に至る経緯や被害状況の中核において同趣旨の証言をしており、Cの証言もこれに沿うものである。また、A警察官らが、被告人方到着後に刺されたという点については、同人らの救急搬送後の負傷状況及び衣服の損傷状況等の客観的証拠とも整合する。

したがって、A警察官らの上記証言は十分に信用できる。

なお、A警察官、B警察官及びCは、被告人が用いた凶器の形状に関して異なる証言をしているが、その特徴に大きな隔たりはない上、凶器を手にした被告人と対峙したのはごく短時間であったことに照らせば、驚愕や狼狽もあいまって、その形状を正確に視認していないことは不自然ではないから、A警察官らの上記証言の信用性を減殺させるものではない。

4 争点に対する判断

- (1) 被告人による被害者らに対する判示の公務執行妨害及び傷害の各事実が認められるかについて（争点①）

ア 前提事実に加え、信用できるA警察官らの上記証言及び負傷状況等に照らせば、被告人が、判示の日時場所において、A警察官の左胸部を手に持った凶器で1回刺すなどし、加療約42日間を要する左側胸部刺創等の傷害を負わせたこと、B警察官の左腹部を手に持った凶器で1回刺し、加療約27日間を要する腹部刺創等の傷害を負わせたことが認められる。

そして、被告人が用いた凶器については、犯行の約2時間後、本件後に被告人が歩いてきた方向である被告人方ベランダ前の芝生で本件バタフライナイフが発見されているところ、信用できるF鑑定官の証言及びその鑑定結果によれば、同ナイフの付着物からA警察官らの血液が混合したものと考えて矛盾しない型のD

NA型が検出されていること、A警察官らの証言する凶器の形状は、いずれも本件バタフライナイフの形状と矛盾するものではないことに照らすと、被告人は本件バタフライナイフでA警察官らを刺したものと認められる。

また、A警察官らは、110番通報を受けて臨場し、被告人のトラブルに対応していたのであるから、その際に被告人がA警察官らを本件バタフライナイフで刺したことは、同人らの職務の執行に当たり暴行を加えたものといえることができる。

イ これに対して、弁護人は、本件バタフライナイフの付着物からA警察官とB警察官が有していないDNA型（D1S1656型における17型）が検出されていること、本件バタフライナイフの切っ先付近にルミノール検査の陽性反応がないことなどから、本件バタフライナイフが凶器とは認められないと主張する。

しかし、F鑑定官は、D1S1656型については、16型と18型に高いピークが出ているため、これらに挟まれた17型にノイズのようなものが判定基準を上回って検出されるスタターが出やすいこと、17型のピークが著しく低いことなどから、17型は鑑定資料に由来するDNA型ではなくスタターである可能性が高い旨説明しているところ、その内容は専門的知見に基づく合理的なもので疑問を差し挟むべき点は見当たらない。弁護人の主張は、本件バタフライナイフの付着物から検出されたDNA型がA警察官らのDNA型と矛盾するとの疑いを生じさせるものではない。また、ルミノール検査の陽性反応がないからといって、血液が付着した可能性がおおよそ否定されるわけではない上、切っ先付近を除く本件バタフライナイフの刃体は全体的にルミノール検査の陽性反応が認められ、A警察官らの血液が混合したものと考えて矛盾しない血液が、本件犯行以外の機会に付着したと疑うべき具体的な事情はないことからすると、弁護人の指摘は本件バタフライナイフが凶器であることを否定する事情とまではいえない。そのほか弁護人が種々主張する事情を踏まえても、被告人が犯行に使用したものが本件バタフライナイフであるとの認定を左右しない。

ウ そして、信用できるA警察官らの上記証言によれば、被告人は、目を覚ました後は、タクシー乗車料金等の支払を求められているなどの状況を理解した上、支払うよう説得を続けるA警察官らに反発して支払を拒絶する中で、支払に応じることのような態度を見せA警察官らが油断した隙に同人らを本件バタフライナイフで次々に刺しており、被告人が睡眠状態にあったと疑うべき言動は見当たらない。そうすると、被告人は、自らの意思に基づき、A警察官らに対し、判示の公務執行妨害及び傷害に該当する行為を行ったと認められ、その態様や本件当時A警察官らが制服等を着用して被告人に対応していたことなどに照らせば、故意も優に認められる。

(2) 被告人は、本件当時、完全責任能力を有していたかについて（争点②）

ア 被告人は、逮捕後に警察署で目を覚ますまで、タクシーに乗ったことを含め本件に関する記憶は一切ないと供述し、弁護人は、被告人は本件当時、アルコールの影響により病的な酩酊状態にあり、心神喪失であったと主張する。

イ しかし、上記(1)ウのとおり、被告人は、本件当時、見当識は十分に保たれていた上、タクシー乗車料金等を支払うよう説得を続けるA警察官らに対する怒りから犯行に及んだものと推察され、その動機は理解可能であって、隙をついて攻撃に及ぶなど状況に応じた合目的的で合理的な行動もしている。被告人の認めるところによっても、被告人は、かつて、飲酒後に警察官を刃物で傷つけたことがあるというのであるから、本件犯行が被告人の平素の人格から見て特段異質なものとはいえない。また、信用できるE警察官の証言によれば、被告人は、本件直後、芝生を歩いているところをE警察官に発見された際、その指示に従って、立ち止まり両手を上げたほか、制圧されて手錠を掛けられてからも特に抵抗することなく「酔っ払ってしまった」「ごめんね」などと繰り返していたのであるから、自らが警察官に逮捕されるような行為をしたことを認識していたと認められる。

したがって、被告人は、本件当時、自分の行為がしてはいけないことかどうかを判断し、行為を思いとどまる能力が著しく減退していた疑いはなく、完全責任

能力を有していたと認められる。

ウ これに対し、弁護人は、被告人は膝痛を抱えていたにもかかわらず、被告人方ベランダから芝生に出るなどしており、痛覚という脳にとって重要な機能が麻痺するほどの病的な酩酊状態であったなどと主張する。

しかし、被告人は、本件当時、膝を痛めていたことがうかがわれるものの、パチンコや居酒屋に出歩くなどしていたというのであり、被告人の本件後の行動が直ちに被告人の痛覚の麻痺を意味するものとはいえない。仮にアルコールの影響によって痛みが鈍麻していたとしても、そのことが直ちに責任能力に著しい影響を与えている疑いを生じさせるものとはいえず、これまでに述べたとおりの被告人の行動状況等によれば、本件当時、被告人の責任能力が著しく低下していたという疑いは残らない。そのほか弁護人が種々主張する事情を踏まえても、被告人が本件当時、完全責任能力を有していたとの認定を左右しない。

5 結論

以上のとおり、被告人には、判示の各事実及び故意が認められ、かつ、被告人は、本件当時、完全責任能力を有していたと認められるから、A警察官らに対する公務執行妨害罪及び傷害罪がそれぞれ成立する。

(法令の適用) 記載省略

(量刑の理由)

被告人は、刃体の長さ約11cmのバタフライナイフで、被害者らの左胸部や腹部を次々と刺しているところ、腹部の傷は相当程度の深さに及んでおり、このような強い力で身体の枢要部を刺すという本件犯行態様は、生命をも奪いかねない危険かつ悪質なものである。被害者らはいずれも相当期間の加療を要する傷害を負い、今後も治療を必要とする可能性がある状態であって、被害者2名にこうした傷を生じさせた結果は重く、その公務の執行を妨害した程度も大きい。

被告人は、本件当時の記憶がないと供述し、その動機は必ずしも明らかでないが、タクシー乗車料金等を支払うよう繰り返し説得されたことに憤慨し、犯行に及んだ

と推察されるところ、被害者らは通報を受けて飲酒後の被告人の帰宅を手助けするなどしていた状況であったことも踏まえれば、その動機は身勝手に短絡的といわざるを得ない。

以上の犯情に照らせば、被告人の刑事責任は重い。

その上で、同種前科があるとはいえ、やや古いものにとどまることなどの一般情状も考慮し、被告人を主文の刑に処するのが相当であると判断した。

(検察官の求刑 懲役 6 年)

令和 8 年 2 月 4 日

水戸地方裁判所刑事第 1 部

裁判長裁判官 家 入 美 香

裁判官 君 塚 知 弥 子

裁判官 福 岡 歳 朗